財務収益			
受取利息	77,422	77,422	
雑益		8,076,921	
賞与引当金見返に係る収益(注)		377,304,786	
退職給付引当金見返に係る収益(注)		395,672,949	
経常収益合計			14,390,887,392
経常損失			271,588,111
臨時損失			
固定資産売却損		1	
固定資産除却損		3,130,636	3,130,637
臨時利益			
資産見返運営費交付金戻入(注)		1,456,304	
資産見返寄附金戻入(注)		1,674,331	
固定資産売却益		37,209	3,167,844
当期純損失			271,550,904
前中期目標期間繰越積立金取崩額(注)			－333,335
業務拡充積立金取崩額(注)			186,612,752
当期総損失			85,271,487

（注記）１．ファイナンス・リース取引が損益に与える影響額は646,157円であり、当該損益を除いた当期総損失は、－85,917,644円であります。
２．固定資産売却益は、車両運搬具の売却に伴うものであります。
３．(注)は、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目であります。

損失の処理に関する書類

（単位：円）

Ⅰ　当期未処理損失		85,271,487
当期総損失	85,271,487	
Ⅱ　積立金振替額		641,967,352
前中期目標期間繰越積立金	620,572,901	
目的積立金	21,394,451	
Ⅲ　損失処理額		85,271,487
積立金	85,271,487	

注記事項

Ⅰ．重要な会計方針

１．運営費交付金収益の計上基準

人件費のうちの役員給与、管理部門の職員給与、法定福利費並びに管理部門の経費（特に指定するものを除く）、減価償却費及び財務費用については、業務の実施が運営費交付金と期間的に対応しているため期間進行基準（一定の期間の経過を業務の進行とみなし、運営費交付金債務を収益化する方法）を採用しております。

人件費のうちの退職手当並びに事業部門の職員給与、法定福利費並びに事業部門の経費及び管理部門の経費のうち特に指定するものについては、業務達成基準（当該業務等の達成度に応じて、財源として予定されていた運営費交付金債務を収益化する方法）を採用しております。

その他計画外の発生費用については、費用進行基準（発生費用の額を限度として運営費交付金債務を収益化する方法）を採用しております。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産（リース資産を除く）

定額法により行っております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	２年～58年
構築物	２年～63年
機械・装置	２年～17年
車両運搬具	２年～７年
工具器具備品	２年～20年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87第１項）の減価償却に相当する額については、減価償却相当累計額として資本剰余金を減額しております。

⑵　無形固定資産（リース資産を除く）

定額法により行っております。なお、機構内利用のソフトウエアについては、機構内における利用可能期間（５年）に基づいております。

⑶　リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

３．賞与引当金の計上基準

役職員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。このうち、運営費交付金により財源措置がなされる見込みである役職員の賞与については、賞与引当金と同額を賞与引当金見返として計上しております。

４．退職給付に係る引当金の計上基準

職員の退職給付に備えるため、当該事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。

退職一時金については、期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。このうち、運営費交付金により財源措置がなされる見込みである退職一時金については、退職給付引当金と同額を退職給付引当金見返として計上しております。

５．棚卸資産の評価基準及び評価方法

⑴　貯蔵品等・・・最終仕入原価法を採用しております。

⑵　未成受託研究支出金・・・個別法による低価法を採用しております。

６．収蔵品の評価方法

国からの承継分については、承継時の物品目録上の価額をもって評価しており、新規取得分については取得時の価額をもって評価しております。

７．消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

８．収益及び費用の計上基準

⑴　受託研究に係る収益

受託研究に係る収益は、主に国又は地方公共団体から支出された委託費であり、委託契約等に基づいて、サービス（研究）を行い、得られたサービス(研究)成果等を引き渡す履行義務を負っております。

当該履行義務は、サービス（研究）成果等を引き渡す一時点において、顧客（委託者）が当該サービス（研究）成果等に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。